

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定に基づき登録建築物
エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の
業務及び当該判定の業務の開始の日を定める告示

令和3年3月31日告示第111号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。
以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登
録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に行わせることとした建築物エネルギー消費
性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び当該判定の業務の開始の日を、建
築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条
の規定により定めるものとする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした判定の業務）

第2条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした判定の業務は、法第12条第
1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部と
する。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日）

第3条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日は、令和3年4月1
日とする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第79号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。